

# 青森県報

第三千二百四十五号

平成二十二年  
六月四日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右	(同)	二
右	(同)	二
右	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出	(同)	三
道路の区域の変更	(道路課)	三
道路の供用の開始	(同)	四
公 告		
毒物劇物取扱者試験の施行	(医療薬務課)	四
除雪車両の交換に係る一般競争入札	(会計管理課)	四
出先機関		
土地改良区管理規程変更の認可	(西北地域)	六
右	(同)	七
右	(同)	七
右	(同)	七
右	(同)	七
右	(同)	七
右	(同)	八
右	(同)	八

## 告 示

青森県告示第三百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者		居宅介護の種類	居宅介護事業所		指 定 日
	主たる事務所在地	所在地		名 称	所 在 地	
株式会社 アルマ	弘前市大字北横町一九の一	弘前市大字藤代二丁目一三の一	居宅療養管理指導	平成一三・五一		
佐藤 敏夫	平川市南田中北林元三七の一	平川市南田中北林元三七の一	"	"		
社会福祉法人中泊町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	北津軽郡中泊町大字小泊字朝間一の二五	認知症対応型共同生活介護	"		
社会福祉法人弘前豊徳会	弘前市大字大川一〇	弘前市大字元大工町二六	訪問介護	三・四・一		
株式会社 心ケア	弘前市大字茂森町四	弘前市大字茂森町四	"	"		
株式会社 有限会社北商事	弘前市大字若党町二四の一	弘前市大字若党町一八の一	"	"		
田子町	三戸郡田子町大字田子字天神堂平八一	三戸郡田子町大字田子字前田二の	訪問看護	"		

青森県告示第百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社スライヴ	株式会社ふたば	株式会社ice of fice	株式会社ice of fice	株式会社ice of fice
黒石市大字黒石十三森一八四の二九	十和田市東四番町八の六	青森市浪岡大字銀字杉田六二の一	青森市浪岡大字銀字杉田六二の一	青森市浪岡大字銀字杉田六二の一
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護
訪問看護すずらん	訪問看護すずらん	訪問看護すずらん	訪問看護すずらん	訪問看護すずらん
黒石市大字黒石十三森一八四の二九	十和田市東四番町八の六	弘前市大字黒石十三森一八四の二九	弘前市大字黒石十三森一八四の二九	弘前市大字黒石十三森一八四の二九
三・四・三	三・四・三	三・四・三	三・四・三	三・四・三

株式会社北産業	株式会社アルマ	株式会社アルマ	株式会社アルマ	株式会社アルマ
三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵一八六五	平川市南田中北林元三七の一	弘前市大字北横町一九の一	弘前市大字北横町一九の一	弘前市大字北横町一九の一
介護予防	介護予防	介護予防	介護予防	介護予防
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護
八戸市売市一丁目二の二七	平川市南田中北林元三七の一	弘前市大字藤代二丁目一三の一	弘前市大字藤代二丁目一三の一	弘前市大字藤代二丁目一三の一
三・四・三	三・四・三	三・四・三	三・四・三	三・四・三

株式会社ふたば	株式会社ice of fice	株式会社ice of fice	株式会社ice of fice	株式会社ice of fice	株式会社ice of fice	株式会社ice of fice	株式会社ice of fice	株式会社ice of fice
十和田市東四番町八の六	青森市浪岡大字銀字杉田六二の一	青森市浪岡大字銀字杉田六二の一	青森市浪岡大字銀字杉田六二の一	青森市浪岡大字銀字杉田六二の一	青森市浪岡大字銀字杉田六二の一	青森市浪岡大字銀字杉田六二の一	青森市浪岡大字銀字杉田六二の一	青森市浪岡大字銀字杉田六二の一
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護
十和田市東四番町八の六	弘前市大字中野五丁目二五の五	弘前市大字中野五丁目二五の五	弘前市大字中野五丁目二五の五	弘前市大字中野五丁目二五の五	弘前市大字中野五丁目二五の五	弘前市大字中野五丁目二五の五	弘前市大字中野五丁目二五の五	弘前市大字中野五丁目二五の五
三・四・三	三・四・三	三・四・三	三・四・三	三・四・三	三・四・三	三・四・三	三・四・三	三・四・三

青森県告示第百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 心ケア	弘前市大字茂森町四	株式会社 心ケア	弘前市大字茂森町四	〃
社会福祉法人 弘前豊徳会	弘前市大字大川字中 桜川一八の一〇	居宅介護支援事業所 弘前サンプラザ前公園	弘前市大字元大工町 二六	平成 三・四・一
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		

青森県告示第百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	藤崎町地域包括支援センター	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田六七の一	平成 三・四・一
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
地域包括支援センター		介護予防支援事業所		

青森県告示第百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	変更前	変更後	区分
有限会社 どんぐり村	有限会社 どんぐり村	訪問看護	訪問看護	居宅介護事業者
十和田市東 二六の二四 二二の三五	十和田市東 二六の二四 二二の三五	訪問看護	訪問看護	居宅介護事業者
ヘルパー センター どんぐり村	ヘルパー センター どんぐり村	訪問看護	訪問看護	居宅介護事業者
十和田市東 二二の三五	十和田市東 二二の三五	訪問看護	訪問看護	居宅介護事業者
〃	〃	〃	〃	変更年月日
				平成 六・五・一

青森県告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年七月三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間	変更の前後別の	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	三沢七戸線	上北郡六戸町大字犬落瀬字下淋代二一の一から 上北郡六戸町大字犬落瀬字下淋代二六の一まで	後 後 前	一一・四〇メートルから 一一・三〇メートルまで 一一・三〇メートルから 一一・三〇メートルまで	一一七・五〇メートル 一一七・五〇メートル 一一三・八〇メートル	

青森県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年七月三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三沢七戸線	上北郡六戸町大字犬落瀬字下淋代二一の一から 上北郡六戸町大字犬落瀬字下淋代二六の一まで	平成三〇・六四

公 告

毒物劇物取扱者試験の施行

平成二十二年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、毒物及び劇物取扱者試験規則（昭和二十六年厚生省令第四号）第八条の規定により公告する。

平成二十二年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所（筆記試験、実地試験共に）

1 期日

平成二十二年九月二日（木）

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一  
青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

平成二十二年七月一日（木）から同年七月七日（水）まで。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているものに限り、七月七日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内の各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）及び青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二八九）に問い合わせること。

除雪車両の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十二年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

- 1 ローターリ除雪車 (除雪幅二・六メートル、二九四キロワット級) 二台
- 2 ローターリ除雪車 (除雪幅二・六メートル、二二〇キロワット級) 二台
- 3 ローターリ除雪車 (除雪幅二・六メートル、二・二メートル 一八〇キロワット級) 一台

二 納入期限

平成二十二年十二月十日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五十号(物品等の競争入札参加資格)、平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号(物品等の競争入札参加資格)又は平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十五号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備され

ていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十二年六月二十九日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
青森市長島一丁目の一  
青森県出納局会計管理課物品調達グループ  
電話 〇一七 七三四 九〇九九

七 入開札の日時及び場所

1 日時 平成二十二年七月十六日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した

者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

- 1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。
- 2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Two(2) Rotary Snow Plows

( 2. 6 meter blade length ,

294 kilowatt-class)

Two(2) Rotary Snow Plows

( 2. 6 meter blade length ,

220 kilowatt-class)

One(1) Rotary Snow Plows

( 2. 6 meter blade length ,

2. 2 meter 180 kilowatt-class)

2 Time limit for tender:

16JULY,2010(Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact point for the notice:

Account Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9099

出 先 機 関

土地改良区の管理規程変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、小田川土地改良区の尾別頭首工管理規程の変更を平成二十二年五月十四日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十二年六月四日

西北地域県民局長 小 野 徳 昭

尾別頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月十日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

土地改良区の管理規程変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、小田川土地改良区の飯詰第三頭首工管理規程の変更を平成二十二年五月十四日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十二年六月四日

西北地域県民局長 小 野 徳 昭

飯詰第三頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月十日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を

記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

土地改良区の管理規程変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、小田川土地改良区の中里頭首工管理規程の変更を平成二十二年五月十四日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十二年六月四日

西北地域県民局長 小 野 徳 昭

中里頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月十日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

土地改良区の管理規程変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、小田川土地改良区の前堰頭首工管理規程の変更を平成二十二年五月十四日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十二年六月四日

西北地域県民局長 小 野 徳 昭

前堰頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月十日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

土地改良区の管理規程変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、小田川土地改良区の小田川頭首工管理規程の変更を平成二十二年五月十四日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十二年六月四日

西北地域県民局長 小 野 徳 昭

小田川頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月十日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水

量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

土地改良区の管理規程変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、小田川土地改良区の花持頭首工管理規程の変更を平成二十二年五月十四日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十二年六月四日

西北地域県民局長 小 野 徳 昭

花持頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月十日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものと



する。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に関し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

---

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭